

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	医師・看護人材 確保対策課	整理番号	2
処分の種類	受胎調節実地指導員の指定取消し			
根拠法令条例 等・条項	母体保護法第39条第2項			
処分の概要	受胎調節実地指導員の指定取消し			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(過去に処分実績がなく、あらかじめ法令の定め以上に具体化した処分基準を設定することが困難であるため)</p> <p>【参考】</p> <p>・母体保護法 第三十九条</p> <p>2 都道府県知事は、第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、同項の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品につき医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定の適用がある場合において、同項の規定による検定に合格しない当該医薬品を販売したとき</p> <p>二 前項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき</p> <p>三 前二号のほか、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき</p>			
基準の制定根拠	—			